

第97回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：平成28年11月2日(水) 午後2時から午後4時まで

開催場所：大阪府咲洲庁舎18階会議室

案 件	審議結果等
(仮称)ラ・ムー東大阪店(東大阪市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 来退店車両の誘導については、看板の設置や誘導員の配置等により適切に行なうとともに、近隣の生活道路に進入しないよう、案内経路の周知に努めること。
(仮称)南海泉大津駅高架下店舗(泉大津市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
イオンモール四條畷(四條畷市)【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
ハーベスはびきの店(羽曳野市)【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。